

令和4年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会会議録

日 時：令和4年11月9日（水）10時00分～11時30分

場 所：小牧市役所 本庁舎301会議室

【出席委員】

松浦 悟示、櫻井 聡、大堀 誠三郎、舟橋 武仁、安達 孝司、大野 克弘、佐橋 八千代、今枝 正、西尾 道一、大野 公大、清水 真、石田 満美、舟橋 精一、長谷川 良成、馬場 容子（15名）

【欠席委員】

杉山 光次、郷司 達哉、高橋 美喜雄、川淵 義隆、大野 武雄（5名）

【事務局】

舟橋市民生活部長、駒瀬市民生活部次長、鈴木ごみ政策課長、渡邊収集美化係長、河村主事、土田主事、玉田主事

内 容

鈴木 課 長

本日は、お忙しい中ご出席賜り誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めます、ごみ政策課長の鈴木です。よろしく申し上げます。

本日の会議ですが、杉山委員、郷司委員、高橋委員、川淵委員、大野委員につきましては、あらかじめ欠席の連絡を受けております。

続いて、資料の確認をさせていただきます。

～ 資料確認 ～

鈴木 課 長

会の開催に先立ちまして、市民憲章の唱和に移りますが、コロナ禍ということもありますので、本日の次第裏面に、市民憲章及びこども夢・チャレンジ No.1 都市宣言を掲載しておりますのでお目通しいただくようお願いいたします。

鈴木 課 長	<p>それでは、これより令和4年度第2回小牧市廃棄物減量等推進審議会を始めます。</p> <p>なお、この会議及び会議録は、公開となりますのでご承知おきください。</p> <p>また、本会議では議事、報告、およびその他事項について、その都度質問の時間を設けておりますが、各事項の内容と異なるご質問につきましては、お時間の都合もごございますので、会議終了後に個別で職員にご質問いただければと思います。</p> <p>それでは、はじめに松浦会長からごあいさついただきます。</p>
松 浦 会 長	<p>～ あいさつ ～</p>
鈴木 課 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第2の議事に入りたいと思いますが、議事の進行については、「小牧市廃棄物の減量化・資源化及び適正処理に関する規則」第4条第2項に基づき、松浦会長にお願いをいたします。よろしくお願いします。</p>
松 浦 会 長	<p>それでは、次第に沿って進めます。議事（1）「小牧市災害廃棄物処理計画の見直し（案）について」事務局の説明を求めます。</p>
玉 田 主 事	<p>それでは、議事（1）「小牧市災害廃棄物処理計画の見直し（案）」についてご説明します。</p> <p>先日送らせていただきました資料で、右上に議事（1）と書かれている資料をご覧ください。今回は1枚目の資料に見直しの趣旨などをまとめておりますので、この資料に沿ってご説明いたします。なお、こちらの資料に記載していない箇所、文言等の追記や変更をした際に体裁が崩れてしまった箇所を調整するための変更や削除も行っておりますが、内容</p>

<p>玉 田 主 事</p>	<p>が変わっていない箇所については説明を省かせていただきますので予めご承知おきください。</p> <p>見直しを行う計画は、平成29年11月に策定した「小牧市災害廃棄物処理計画」であり、この計画は本市での被災を想定した事前準備及び被災時の対応についてとりまとめた「小牧市地域防災計画」のうち、災害廃棄物対策について補完するものであり、実効性を確保すべく必要に応じて随時見直しするものとしています。</p> <p>それでは資料に沿ってご説明します。まず、見直しの趣旨といたしましては、「小牧市災害廃棄物処理計画」策定時に参考文献としていた「愛知県災害廃棄物処理計画」が令和4年1月に改定され、水害時の内容が具体的に示されており、本市においても台風や集中豪雨等による水害への対策の必要性が高まっていることから、県の計画に併せて見直しすることとしました。</p> <p>次に見直しのポイントとして、先ほどご説明した水害時の対応や、水害廃棄物の発生量の推計について追記しております。また、水害が原因となり発生しがちな土砂災害についても追記しております。最後に、実績値を用いて推計している箇所について、今回の見直しにて数値の更新を行っています。全体を通して県計画の推計値を用いており、使用している実績値が令和元年度のものであるため、市計画においても併せてほとんどの箇所で令和元年度実績値を使用しております。なお、更新を行っていない箇所においては現行計画時と数値の変更がない箇所となります。</p> <p>次に大きく見直しを行った箇所についてご説明いたします。ここからは計画（案）も併せてご確認いただくようお願いいたします。</p> <p>まず1ページをご覧ください。こちらの1. 本計画策定の背景及び目的の中で、3段落目3行目以降「また、台風や集中豪雨による…」を追記しております。</p> <p>次に、6ページをご覧ください。こちらには風水害について</p>
----------------	--

<p>玉 田 主 事</p>	<p>て記載しておりますが、現行では水害の種類の記事のみとなっておりますので、被害想定範囲と、土砂災害について追記しております。水害の被害想定範囲は、愛知県地域防災計画を参考とし、小牧市西部で大きな被害があると想定しています。なお、この範囲は小牧市地域防災計画の被害想定範囲と同様です。土砂災害についても追記しており、発生量の推計と仮置場必要面積は愛知県災害廃棄物処理計画を基に記載しています。</p> <p>次に、12ページをご覧ください。こちらでは市の業務概要として、発災後市が行う業務を対応するフェーズ、対応期ごとに記載しておりますが、愛知県災害廃棄物処理計画の改定により一部変更があったため、市計画も併せて変更いたしました。主に収集方法の確立に係る事項が前倒しされています。次の13ページ災害廃棄物処理等の表についても同様の理由で一部変更しております。</p> <p>次に、20ページをご覧ください。こちらには市民への広報について記載しており、先ほどの12ページ、13ページの理由と同様に県計画と併せて初動期に「通常ごみ及び避難所ごみの排出方法について」を追記しております。</p> <p>次に、21ページをご覧ください。こちらには災害廃棄物処理の基本方針が記載されていますが、昨今の状況を鑑み（1）に⑤として、感染症対策の記事を追記しました。</p> <p>次に、22ページをご覧ください。こちらには地震災害時のごみの発生量推計を記載しておりますが、こちらの基本データを令和元年度のものに変更し、数値を更新しております。</p> <p>次に、27ページをご覧ください。こちらは25ページより続きで地震災害時のし尿処理について記載しており、27ページではし尿くみ取りの対象となる人数から発生量を推計しており、発災後1週間の数値と1ヵ月の数値を推計しています。対象となる人数については、県計画策定時に推計した数値を使用しており、一人一日あたりのし尿発生量、いわ</p>
----------------	---

玉田主事	<p>ゆる原単位については、令和元年度の実績を基に市内、県内の数値を算出し、人数と原単位より推計し、更新しました。</p> <p>次に、34ページをご覧ください。こちらは33ページより続きで地震災害によって発生する廃棄物処理の流れを記載しており、県計画にて水害時の追記があったため併せて追記しました。追記したのは34ページ上部の3つの項目となります。</p> <p>次に、40ページをご覧ください。こちらは水害廃棄物の処理について記載しており、1行目を追記し、41ページにて水害廃棄物の発生量の推計を新規で記載しました。推計の算出について簡単に説明させていただきます。ごみにつきましては、県計画へ記載されている推計値を用いています。これは水防法に基づく想定被害範囲に加え、県独自で想定する被害範囲での発生量を算出しており、想定しうる最大規模の災害規模での推計となるため、かなり多量に発生するとされていますが、あくまで最大規模の災害規模での推計であり、他市町村と比較しても特段多くはありませんでした。</p> <p>し尿については、先ほどご説明した原単位と被災する想定人数から仮設トイレ等の汲み取り量を推計しました。想定人数は、被害想定範囲すべての市民が避難所等での生活余儀なくされた場合を想定していますので、記載してある被害の想定されている流域ごとの人口を用いており、その値に原単位を乗じて算出しています。</p> <p>最後に、52ページをご覧ください。こちらでは災害廃棄物の処理方法のうち中間処理及び再資源化について記載しており、今回はエコルセンターでの処理可能量の見込みを令和元年度の実績を基に数値を更新しました。また、54ページにおきましても災害廃棄物の埋立の処理可能量を記載しており、こちらも令和元年度実績を基に数値の更新を行いました。</p> <p>長くなりましたが、以上で議事の説明を終わります。</p>
------	---

松浦会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見がある方は挙手をお願いします。</p>
舟橋(精)委員	<p>処理計画案で気になったことを2点質問させていただきます。</p> <p>1点目は、大規模災害発生時、ごみ処理施設の点検や安全確保のために、何日かはごみ出しできないと決めている自治体があると聞いていますが、小牧市はそのような措置は行わないのでしょうか。</p> <p>2点目は、災害によって上下水道が使えなくなった場合、家庭ではし尿の始末に迷うことになると思います。そんな時にし尿を燃やすごみとしてごみ集積場に持ち込むという形の処置でいいのか、そのことについて確認したいと思います。よろしくをお願いします。</p>
玉田主事	<p>最初のご質問で、災害時の一番始めの時期だと思えますが、市民がごみ出しをできなくなる期間を小牧市では想定しているのか、というご質問かと思えます。小牧市での現状での被害想定であれば、ごみ処理施設の大きな災害、いわゆる施設が停止してしまうような被災の想定はしておりませんので、そちらの方は問題ないかと思えます。</p> <p>例えば道路が寸断したとか、そういったことがあって収集に伺えないような場所は、やはり市内で発生するかもしれません。ただ、地域防災計画でもそうですし、愛知県の計画でもそこまで具体的な想定はしておりません。</p> <p>災害時の最初の頃というのは地震であれば余震も考えられますので、ごみ出しができないような状況はあるかもしれませんが、収集が伺えないような時期がないように市の方も対応していく予定とさせていただいております。</p> <p>2点目は、し尿処理についてです。小牧市クリーンセンターが小牧市のし尿処理施設ですが、エコルセンターの被災と同様に、そちらが稼働できなくなるようなレベルの地震とい</p>

玉田主事	<p>う想定はございません。仮に稼働できなくなった場合は、県下の協定等で、他市町村もしくは他の組合等での処理を検討することとしています。また、計画にも記載していますが、資料28ページの中段に災害用仮設トイレ等の備蓄数を記載しており、その中に簡易トイレというものがあります。こちらをご使用いただき、用を足した後凝固剤を使って固めて、可燃処理をするというような想定もしております。各避難所や防災倉庫に備蓄してありますので、最初の頃は使っていただければ結構かなと思います。しかし、小牧市を含め近隣市町村が大きく被災してしまった場合は、県と協議しながら尿処理を行う必要があると思っております。以上です。</p>
舟橋(精)委員	<p>ありがとうございました。</p> <p>2点目の質問は一般家庭におけることの質問です。家庭で上下水道が使用できなくなった場合、たちまち困っちゃうわけですね。その時にどうしようかと思うと、私は便器にビニール袋をつけてそこに用を足して、それをくるんで、可燃ごみとして出そうと考えているわけですが、今の回答ですと、災害時に備えて、家庭でもそういう凝固剤のようなものを準備しておいて欲しいという、そういう要請のようにも聞こえたのですが、そういう意味でしょうか。</p>
渡邊係長	<p>ちょうど先日、防災訓練が市内一斉で行われており、こちらでもご説明をさせていただいておりますが、市でも備蓄をしており、市の避難所で災害用トイレが利用できます。ただ、皆様の方でも手軽に、確か90袋で3、4千円ぐらいだこの間聞いたと思うのですけれども、今はホームセンターやドラッグストア等でもご購入いただけるようになっておりますので、そういう災害への備えとして、購入しておいてもよいのではないかと思っております。以上です。</p>
舟橋(精)委員	<p>つまり、そういうものを事前に家庭で備えていなくても、</p>

舟橋（精）委員	避難所に行けばそれが配布されるとの理解でよろしいですか。
渡 邊 係 長	各家庭でもご準備いただければというふうに考えております。
舟橋（精）委員	了解しました。
長 谷 川 委 員	<p>ただいまのし尿処理のことについて質問があるのですが、ある自治体では、下水道の上に直接簡易トイレを設置して用を足してそれを流すということができると聞いたことがあります。</p> <p>当市についてはドントコイという仮設トイレになっておりますが、ドントコイを改修してそのまま浄化槽の蓋の上とか、下水道の上とかに設置するようにすれば、利用者も直接避難所にいない一般家庭の人もそこへ来て用が足せるとか、そうしたこともできるのではないかなど。いかがでしょうか。</p>
玉 田 主 事	<p>マンホールトイレと呼ばれるものがあり、下水道に直接用を足したものを流すことができるものことかと思えます。</p> <p>ドントコイの形状が金属製の箱に、直接用を足してそれを慣らしていき、いっぱいになったらくみ取りをするというような形状になっておりまして、下に穴を開けるという利用は想定されていません。</p>
渡 邊 係 長	マンホールトイレにつきましては、ここ近年の学校の新たな改築等で、整備は随時行ってきております。近隣でいくと、例えば味岡中学校とか小牧小学校で、使えるようには整備され始めておりますので、今後、そういった改築等に合わせて進んでいくと考えています。以上です。

長谷川委員	ありがとうございます。
松浦会長	あとはよろしいですか。
舟橋部長	<p>すみません。先ほどの災害時のし尿等の収納袋等の備蓄のお話をしましたが、避難所でも備蓄をしておりますが、実は広報でもご案内しておりますとおりに、ご家庭でも備蓄してくださいとお願いをしております。</p> <p>また、避難所において、現在51,800枚の便収納袋を備蓄しておりますが、それでは数に限りがありますので、ぜひご家庭でも備蓄をお願いしたいと思いますのでよろしくお願いたします。</p>
松浦会長	はい。他はよろしいですか。
馬場委員	<p>すみません。意見があるのですがよろしいですか。馬場と申しますよろしくお願いたします。</p> <p>今回の小牧市災害廃棄物処理計画の見直し案、平成29年の11月に策定したものと比べまして、非常に改定されてすっきり、読みやすくなって、とても感心しました。また今回大きく見直しを行った箇所も黄色く、わかりやすく示していただき、どうもありがとうございます。</p> <p>そこで5点ほどちょっとお伺いと提案をしたいと思しますので、ページごとに、よろしくお願いたします。</p> <p>まず1ページ目ですね、大きく見直しを行った箇所ということで中段の水害についての追記です。この「また」から始まり「必要がある」までは、先ほど言われました、県計画の文言に合わせて追記したということでしょうか。もしそうでなければ、ちょっと直した方がいいのではないかなという提案がございます。</p> <p>2点目は、14ページです。こちらは見直し案の箇所ではなく質問です。先ほどありましたし尿の処理というのは、図</p>

渡 邊 係 長	<p>先にお答えできるものからご説明します。</p> <p>3 4 ページのマークは乗じるという意味になります。また、平成 2 9 年の作成時にも同じご質問をいただいておりますが、そのとき回答させていただいたのが、この計画は、市民の皆様にももちろん見ていただくということもありますが、実際には職員がこれを見て、発災後に実行計画というものを作成するための、いわゆるマニュアル本になります。ですので、基本的には職員が分かれば、という形で、いろんな表記方法を検討しましたが、一番わかりやすいというのは我々としてはこちらということで、採用させていただいております。乗じるというのは、掛けるということです。</p>
馬 場 委 員	<p>掛けるですね。わかりました。</p>
鈴 木 課 長	<p>3 4 ページの丸の項目につきましては、愛知県の災害廃棄物処理計画に基づいてそのまま記載させていただいている内容でございます。</p> <p>1 ページの「また、台風や集中豪雨による」から「必要がある」につきましては、愛知県災害廃棄物処理計画において、水害の記載が追記されましたので、私どもの方で独自に作成をした文章となります。</p>
松 浦 会 長	<p>あと 1 4 ページ、2 2 ページですね。</p>
渡 邊 係 長	<p>1 4 ページの組織のところ、し尿の関係をどこが担うのかというご質問かと思えます。私どもごみ政策課職員で構成される清掃班という班にて、し尿の計画等を打ち出します。被災により、市独自では処理ができないという場合には、この班の右側にあります、各自治体、もしくは委託業者等の協定事業者等に依頼をかけるという流れになります。市内で処理ができる場合におきましては、この清掃班が各避難所等に連絡をして運用していくという流れになりますので、図の下</p>

渡 邊 係 長	<p>に記載してある他の班に直接何かを依頼するという形では ございません。</p> <p>福祉班とかに何かお手伝いいただくとか、そういったことは出てくるかもしれませんが、実際には清掃班が直接行うという形になります。</p>
鈴 木 課 長	<p>最後、数値について22ページです。阪神淡路大震災では、発生から3ヵ月間は平常時の3.3倍、発生から1年間では約1.7倍に増加しました。この増加は事実に基づくものであり、平成23年度から25年度に実施した地震等の被害予測調査結果に基づいた数字とは異なることとなります。</p>
玉 田 主 事	<p>全角表記は直します。よろしくお願ひします。</p>
馬 場 委 員	<p>最後の40ページも県の文言そのままということですか。</p>
玉 田 主 事	<p>こちらはオリジナルなのでご意見があれば伺います。</p>
馬 場 委 員	<p>小牧市が独自で作られたというところだけちょっと提案させていただきます。</p> <p>1ページですが「いわゆる」というのは消してはどうかと思います。「河川氾濫」「道路冠水」という具体的なものが書かれていますので、「いわゆる」をなしにして「水害時についても」から書いていただくと分かりやすいかなと思ひました。</p> <p>34ページは県のものをそのままにしたということですが、文がものすごく長いのに白丸の項目になっていますので、もし文でそのまま使われるなら白丸は消されては。</p> <p>ただ、「こうした」から始まるとその前ってどういうことなのかなとなるので「こうした」の内容が必要かなって思ひました。レイアウトが33ページの図の後に来るのなら「こうした」でも分かるのかなと思ひ少し気になりました。</p>

<p>馬場委員</p>	<p>あとは白丸を全部消していただくと、長くなっても文章なのでいいのではないかなと思いました。</p> <p>2つ目の「風水害時もほぼ同様の流れとなるが、一次避難者や自宅待機者が多くなり、片づけごみの排出が速いため」というのはすごく長いですよね。片づけごみが路上に堆積することが車両の通行の妨げとなるために、仮置き場を迅速に開設することが求められるということであれば、もう少し精査されてもいいのではないかと思います。</p> <p>私が考えたのは「ほぼ同様の流れ」というのを消して「風水害時も同様に、多くの一時避難者や自宅待機者により片づけごみが路上に堆積し、車両の通行の妨げとなることを防止するため、仮置き場を迅速に完成することが求められる」とすれば、「なり」「あり」などを省けるのではないかなと思いました。</p> <p>あと3つ目の「また」から始まるところも「水分や汚れを含んでいる」を消して「災害廃棄物が腐敗しやすいため、悪臭・汚水の発生に留意する。」にするのはどうでしょうか。「など時間の経過により性状が変化すること」というのは、つまり悪臭や汚水が出るということと同じなので、いらないのではないかなと思いました。ご検討ください。</p> <p>あと、独自の部分を作られたという40ページです。「台風や水害廃棄物の特徴を考慮するとともに」はいらないのではないかなと思いました。「被災」は「災害」の方がいいと思います。「大規模な災害があった場合には」のあとに、もし考慮するならここに「台風の特徴を考慮し」とかを入れて、「震災廃棄物の処理に示した方針に従って処理を行う」の方がすっきりするのではないかなと思いました。ご検討ください。</p>
<p>松浦会長</p>	<p>続いて、議事(2)「令和5年度小牧市一般廃棄物処理実施計画(案)について」事務局の説明を求めます。</p>

土 田 主 事	<p>それでは、議事（２）「令和５年度小牧市一般廃棄物処理実施計画（案）について」ご説明します。右上に「議事（２）」と書かれている資料をご覧ください。</p> <p>第１回審議会でもご説明いたしましたが、一般廃棄物の処理については、市町村が計画を策定した上で適正に行っていくよう廃棄物処理法で定められています。本市におきましては、本日お持ちいただいた紫色の冊子「小牧市ごみ処理基本計画」を策定し、その基本計画に基づいて単年ごとに「小牧市一般廃棄物処理実施計画」を策定しているところでございます。</p> <p>今回は単年度ごとに策定する「小牧市一般廃棄物処理実施計画」をご審議いただきますが、本日いただいた意見を検討、反映させた後、最終的な計画案の審議は次回、第３回審議会で行っていただきます。</p> <p>それでは、議事の詳細の説明に入ります。</p> <p>お手元の資料で「令和４年度清掃事業概要」という冊子があるかと思えます、こちらの４５ページをご覧ください。こちらが「令和４年度一般廃棄物処理実施計画」です。今回お示しする令和５年度の計画（案）の説明につきましては、こちらの令和４年度実施計画からの変更点を抜粋してご説明いたします。なお、計画（案）の中で変更した箇所は赤文字にしてあります。</p> <p>変更点に入る前に、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、一般廃棄物処理実施計画について簡単にご説明させていただきます。</p> <p>まずは議事（２）資料の１ページをご覧ください。こちらでは計画の範囲を定めております。計画の「１ 区域」は市全域、「２ 計画期間」は令和５年４月１日から令和６年３月３１日、「３ 対象とする廃棄物」は市内で発生する一般廃棄物としており、年度更新を行っております。</p> <p>続いて、２ページから５ページについて、こちらでは分別区分・排出方法及び処理方法について記載しております。</p>
---------	---

土 田 主 事	<p>6 ページについては区分ごとの年間排出見込み量載せる予定ですが、排出見込み量は、本年12月末までの実績に基づいて算出を行うため、現状は空欄としております。数値については、次回審議会でお示しする予定です。近年は新型コロナの影響で、例年と比較して変則的になるかと予想しておりましたが、コロナ禍でも例年と同程度の水準となっております。令和4年度も半分が経過しておりますが、排出量の傾向をみると例年通りの水準となっておりますので、こちらも踏まえて見込み量を推計していきます。</p> <p>最後に7ページ以降ですが、こちらでは「8 一般廃棄物の減量化、資源化のための方策に関する事項」とし、具体的な方策について記載しており、おおまかな内容は、「小牧市ごみ処理基本計画」に基づいています。</p> <p>それでは、変更点に移りたいと思います。令和4年度の計画から変更した内容は3点です。</p> <p>1点目は1ページ目の日付を令和5年度に変更しました。</p> <p>2点目は小牧岩倉エコルセンターへごみを持ち込む際の費用が変更になったことから、標記を「有料」に変更しました。具体的には令和4年11月より、20kgまで440円、それ以降は10kgごとに220円が加算されます。表記方法の変更についてですが、全てに詳細な標記をすると記載が長くなることから、このように変更いたしました。表記方法を変更したページは2、3ページで赤文字に変更されている4箇所です。</p> <p>3点目は7ページ目に赤文字で記載した箇所を追記しました。現在、不適正に排出されたごみの中から個人を特定できる情報が出てきた方に対しては、適宜文書指導や夜間指導を行っているところです。運用方法に変更はありませんが、不適正排出を行う外国人への対応を明文化するために追記しました。</p> <p>説明は以上となります。</p>
---------	---

松浦会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。</p> <p>～ 質疑なし ～</p>
松浦会長	<p>以上で本日予定している議事を終了いたします。続いて、次第3の報告事項に移りたいと思います。それでは報告(1)「分別収集計画について」事務局の説明を求めます。</p>
河村主事	<p>それでは、次第報告(1)の「小牧市分別収集計画」についてご説明させていただきます。</p> <p>計画の具体的な説明に入る前に、本市の分別収集の状況についてご説明いたします。</p> <p>容器包装リサイクル法で分別収集の対象としている容器包装は、ガラス製容器、ペットボトル、紙製容器包装、プラスチック製容器包装、アルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールの8品目があります。このうちアルミ缶、スチール缶、紙パック、段ボールの4品目は、すでに市場経済の中で有価として取引されており、円滑なリサイクルが進んでいるため、再商品化の義務の対象となっておりません。</p> <p>本市では分別収集の対象となっている8品目すべてを分別収集しており、そのうちガラス製容器、ペットボトル、プラスチック製容器包装の3品目については、容器包装リサイクル法に基づく国の指定処理ルートで処理を行っているところです。</p> <p>続いて計画の説明に入りますので、別添「小牧市分別収集計画」をご確認下さい。</p> <p>この計画策定の目的は、容器包装廃棄物の減量化を推進するとともに、最終処分場の延命化を図るためであり、容器包装リサイクル法第8条で「市町村は、容器包装廃棄物の分別収集をしようとするときは、環境省令で定めるところにより、3年ごとに、5年を一期とする当該市町村の区域内の容</p>

河村主事	<p>器包装廃棄物の分別収集に関する計画を定めなければならない。」とされております。</p> <p>前回の策定は令和2年度であり、今年度が3年目となるため、策定を行いました。</p> <p>方針の設定や推計値の算出については、環境省から計画作成のガイドラインが示されており、それに従い算出しています。計画の内容はごみ処理基本計画や一般廃棄物処理実施計画に基づき、容器包装廃棄物の分別収集について計画を作成しています。</p> <p>計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、資源のうち、本計画で取り扱う品目については排出方法に変更はありません。</p> <p>それでは、3ページをご覧ください。「5 各年度における容器包装廃棄物の排出量見込み」ですが、これは小牧市から排出される各資源の総量を推計しています。総量とは、分別して排出される量に加え、分別されずに「燃やすごみ」や「破碎ごみ」等に混入し、排出される量も含んだ推計値です。</p> <p>算出方法としては、各年度の本市の資源、ごみの総排出量に、環境省のガイドラインに例示されている、ごみ排出量に占める容器包装廃棄物比率の平均値をかけて算出しています。</p> <p>続いて6ページをご覧ください。「8 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み」では、分別して排出される容器包装の量を推計しています。算出方法としては、令和3年度の特定分別基準適合物等の収集実績に、各年度の本市の人口変動率をかけて算出しています。特定分別基準適合物等とは、表に示している容器包装のことです。</p> <p>表の下欄の注意書きについてですが、「注1」の括弧書きで数値を記載している「ガラス製容器」「ペットボトル」「プラスチック製容器包装」については、容器包装リサイクル法</p>
------	---

河村主事	<p>にて定められた指定法人に引き渡しを行っています。</p> <p>また、「注2」の「主として紙製の容器包装であって上記以外のもの」について、本市では、「紙製の容器包装」は「雑がみ」として感熱紙などの禁忌品等も含めて収集しており、「紙製の容器包装」の排出量が把握できないため、表記なしとしております。</p> <p>以上で本計画について報告を終わります。今後の予定としましては、本審議会終了後、市ホームページ上で公開する予定です。</p>
松浦会長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。</p> <p>～ 質疑なし ～</p>
松浦会長	<p>続いて、報告（2）「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」事務局の説明を求めます。</p>
土田主事	<p>それでは、次第3報告（2）「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」をご説明します。</p> <p>第1回審議会においてご報告ができなかった再資源化率が確定しましたので、ご報告します。お手元の資料で右上に「報告（2）」と記載のある資料をご覧ください。こちらの資料は、第1回審議会の資料にあった「小牧市ごみ処理基本計画の進捗状況について」の追加報告資料として用意いたしました。</p> <p>まず、再資源化率について、黄色に着色してありますが、令和3年度は36.6%となりました。令和2年度と比較すると0.1ポイント減少となりますので、達成率は横ばいといたしました。第1回審議会において、令和3年度実績に対する分析の要望がございましたので、資料中段に理由を載せております。</p> <p>端的に申し上げますと、令和2年度と比較して家庭系ご</p>

土 田 主 事	<p>み、資源の排出量については減少しました。これは、コロナウイルスの感染は完全には終息していないが、在宅傾向が徐々に緩和されてきており、家庭で過ごす時間が減少するなどしたこと等によるものと想定されます。それに対して、事業系ごみ、資源の排出量については増加しました。これは、社会経済活動が回復傾向にあり、テレワークから会社へ入社する人が増加するなどしたため、増加したものと想定されます。</p> <p>コロナ禍ということもあり、前年度との比較はなかなか難しいところではございますが、少しでも燃やすのではなく資源化できるよう、引き続き啓発等に注力していきたいと考えております。</p> <p>続きまして、前回の審議会にて新聞店回収量を知りたいとの要望がございましたので、資料裏面に載せております。新聞店への新聞の持ち込みに関しては、行政回収と同程度の量が持ち込まれておりました。</p> <p>簡単ではありますが、以上で報告を終わります。</p>
松 浦 会 長	<p>ただいまの説明について、質疑・意見があればお願いします。</p>
舟橋（精）委員	<p>報告ありがとうございました。表2の家庭系資源のうち「剪定枝」の数値の実態についてお聞きしたいと思います。家庭から出た剪定枝は、回収ステーションへ持ち込む方法と、燃やすごみの日に透明袋で排出する方法の二つの選択肢ができたと思いますが、それぞれの実績はどうか、またそれが実際に集められて資源として活用されている割合がわかればよろしくお願いします。</p>
渡 邊 係 長	<p>すみません。端的に申し上げて、分かりません。今のお話の通り、直接持ち込む形と、集積場で回収した後にパッカーで持ち込む場合とありますが、スケール、いわゆる計量す</p>

渡 邊 係 長	<p>る場所がないものですから、出されたもの全てを委託業者へ引き渡した後で最終的に計量するという形をとっておりますので、割合を出すのは難しいです。以上です。</p>
舟橋（精）委員	<p>そうですか。了解しました。</p> <p>実際の資源化率も推計は難しいですか。実際に持ち込んだものの中でも水分量が多くて、資源にできないで焼却に回したとか、そういうものも含まれると思うのですが。</p>
渡 邊 係 長	<p>持ち込まれたものの資源化率でいいますと、一定数は不純物が紛れ込んでおりますので、それを除いたあとは100%資源化している形になります。不純物としてゴム手袋や鎌などが混入していることもあり、野菜くずなども資源できないものですので、そういったものを除けばすべて100%資源化させていただいております。</p>
舟橋（精）委員	<p>つまり集められたものから不純物を除いて、残ったものを資源として活用して、その数値が載っていると、そういう理解でよろしいですね。</p>
渡 邊 係 長	<p>そうです。</p>
西 尾 委 員	<p>先ほどの分別収集計画の中で伺いたいのですが、「主としてPET製の容器であって飲料又はしょうゆその他主務大臣が定める商品を充てんするためのもの」とありますが、この「主務大臣が定める商品」はどういったものがありますか。</p>
渡 邊 係 長	<p>こちらにあるように醤油ですとか、調味料の容器であったりとか、そういったものになるかと思います。</p>
松 浦 会 長	<p>他に質問はありますか。</p>

長谷川委員	<p>ちょっと勉強不足なのですが、剪定枝についてです。これを出す場合に木の部分が多いところと葉っぱが多いところがあって、別々に出すようにはしているのですが、リサイクルとなると、木の部分はパルプ、トイレットペーパーに再生すると聞いているのですが、葉っぱについては、堆肥にされるのでしょうか。</p>
渡邊係長	<p>基本的にはどちらも堆肥化するものですので、葉っぱも枝も一緒に排出いただければ結構です。葉っぱも枝も一緒の処理をします。具体的にいうと、チップ化して堆肥化します。</p>
長谷川委員	<p>そうすると、これはトイレットペーパーになるわけじゃなくて、堆肥として利用するのですね。</p>
渡邊係長	<p>そうです。</p>
松浦会長	<p>他にご質問はよろしいですか。</p>
舟橋(精)委員	<p>関連してよろしいですか。</p> <p>今の答えを聞いて気になったのですが、剪定枝の用途は主に堆肥になるということですね。</p> <p>そうすると、剪定枝の持ち込み時に、例えば野菜類について資源回収ステーションで搬入を断られて持ち帰ったことがあります。また今年7月の広報には、花も駄目と書いてあったのですが、そのあたりのこと、条件というのか、選別の理由があればよろしくお願いします。</p>
渡邊係長	<p>花などについて、再資源化をしづらいという話で今まで進めてきていたのですが、再度業者と調整して、花なども資源化できるように今検討しております。</p> <p>基本的には水分が多くて、堆肥化しづらいということで現在品目から除外させていただいているという形になります。</p>

舟橋（精）委員	<p>了解しました。</p> <p>近い将来はそういうものも良くなるという意味ですね。ありがとうございました。</p>
渡邊係長	<p>先ほどの「主務大臣が定める商品」についてです。お調べしたところ醤油の加工品等を扱う容器、それからみりん風調味料、食酢、調味酢、ドレッシングタイプの調味料、そのような内容物の容器になります。以上でございます。</p>
松浦会長	<p>時間も大分過ぎましたが、みなさん、その他にご質問よろしいですか。</p> <p>以上で本日予定している報告事項を終了します。続いて、次第4その他に移りたいと思います。その他について質疑・意見があればお願いします。</p> <p>～ 質疑なし ～</p>
松浦会長	<p>以上で本日の予定は全て終了しました。</p> <p>長時間に渡り、ご意見・ご協力をいただきありがとうございました。これにて閉会とします。</p>